

## ロゴマーク取扱規程

公益社団法人東京生薬協会（以下、当協会）のロゴマークの使用に関して、下記のとおりロゴマーク取扱規程（以下、本規程）を定める。

（使用可能な者）

第1条 当協会のロゴマークを使用可能な者（以下、使用者）は、当協会の会員であり、且つ、当協会に認められた者に限る。

（使用可能な用途）

第2条 当協会のロゴマークは、使用者の名刺、ウェブサイト、パンフレット、報告書等に掲載することができる。

2. 以下に該当する目的での使用を禁止する。

（1）特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合

（2）法令に反するおそれがある場合

（3）その他「公益社団法人東京生薬協会」の趣旨に反するおそれがある場合

（掲載物の提出）

第3条 使用者は、ロゴマークを使用した掲載物を事務局に提出するものとする。

（使用上の注意）

第4条 ロゴマークにかかる著作権その他の一切の知的所有権は当協会に帰属する。

（使用料）

第5条 当協会のロゴマークの使用料は無償とする。

（使用中止）

第6条 下記に該当するような場合には、当協会は使用者に対して、当協会のロゴマークの使用を中止させることができる。

第7条 （1）会員でなくなった場合

（2）本規程に違反してロゴマークを使用した場合

- (3) ロゴマークの使用が不相当と認められる場合
- (4) その他、特段の事情が生じた場合

(苦情対応)

第8条 ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合には、使用者が全責任を持って対処する。

(使用方法)

第8条 (サイズ) 当協会のロゴマークの拡大・縮小は可能だが、変形したり他の図柄と重ねたりするなど、デザインに変更を加えることはできない。

2. (カラー) 当協会のロゴマークのカラーは、

【DIC】 グリーン：DIC2560s                      オレンジ：DIC2522s

【RGB】 グリーン：R68 G138 B66                      オレンジ：R219 G145 B16

原則変更できないが、下記の条件に限り可能とする。

「モノクロ（濃度調節不可）」

3. (アイソレーション) 他のロゴマークや社名、図柄等と併記する場合は、一定の間隔をあけるなどして本協会のロゴマークの独立性を保つようにする。

4. (位置) ロゴマークの記載位置は特に制限しない。

(譲渡・貸与)

第9条 使用者はロゴマークを第三者に譲渡または貸与することはできない。

(本規程に定めのない事項)

第10条 本規程にない事項については、当協会に問い合わせることを要するものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規程は、2013年11月20日から施行する。